

○今治市営ゲートボール場条例施行規則

令和4年3月31日

規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、今治市営ゲートボール場条例（平成17年今治市条例第117号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 今治市営ゲートボール場（以下「ゲートボール場」という。）の使用時間は、午前8時から午後8時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可の申請)

第3条 条例第3条第1項の規定によりゲートボール場の使用の許可を受けようとする者は、市長に市営ゲートボール場使用許可申請書（別記様式第1号）を提出して、市営ゲートボール場使用許可書（別記様式第2号。以下「許可書」という。）の交付を受けなければならない。この場合において、市営ゲートボール場使用団体登録申請書（別記様式第3号）により市長にあらかじめ登録の申請をし、市営ゲートボール場使用団体登録証（別記様式第4号）の交付を受けなければならない。

(使用者の義務)

第4条 ゲートボール場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がゲートボール場を使用するときは、係員に許可書を提出し、その指示を受けなければならない。

2 使用者は、その使用を終わったときは、係員に申し出て施設の点検を受けなければならない。

(係員証票)

第5条 条例第9条第2項の係員証票は、別記様式第5号とする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、組織改編に伴う教育委員会規則の整理に関する規則（令和4年今治市教育委員会規則第1号）第1条第18号の規定による廃止前の今治市営ゲートボール場条例施行規則（平成17年今治市教育委員会規則第66号）の規定によりなされた手続その他

の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（読替規定）

- 3 条例第9条の2の規定によりゲートボール場の管理を指定管理者に行わせた場合において、第2条及び第3条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用する。

（様式の特例）

- 4 条例第9条の2の規定によりゲートボール場の管理を指定管理者に行わせた場合において、別記様式第1号から別記様式第5号までの様式は、これらを標準として指定管理者が別に定める。

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

市営ゲートボール場使用許可申請書			
		年 月 日	
(宛先) 今治市長			
使用団体名			
代表者住所			
氏名			
今治市営ゲートボール場条例第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり使用を申請します。			
使用年月日	年 月 日	使用時間	時 分～ 時 分
使用目的		使用人数	人(男 人 女 人)

別記様式第2号（第3条関係）

市営ゲートボール場使用許可書

使用団体名

代表者氏名	様
-------	---

年 月 日付けで申請のあった市営ゲートボール場の使用については、次のとおり許可します。

年 月 日

今治市長 印

使用年月日	年 月 日	使用時間	時 分～ 時 分
使用目的		使用人数	人(男 人 女 人)

別記様式第3号（第3条関係）

[illegible]

別記様式第 4 号（第 3 条関係）

（表）

市営ゲートボール場使用団体登録証	
登録年月日	年 月 日
登 録 番 号	
団 体 名	
代表者氏名	
年 月 日	
今治市長 印	

（裏）

施設使用の遵守事項
登録団体の責任者は、施設の使用に当たって団員を指揮監督し、市営ゲートボール場条例及び市営ゲートボール場条例施行規則を遵守させてください。

別記様式第 5 号（第 5 条関係）

第 号

今治市営ゲートボール場監視員証

職 氏 名

年 月 日交付

今治市長 印

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

別記様式第 2 号（第 3 条関係）

別記様式第 3 号（第 3 条関係）

別記様式第 4 号（第 3 条関係）

別記様式第 5 号（第 5 条関係）